

役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、社会福祉法人 照徳の里定款（以下「定款」という。）第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という）の報酬等について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「評議員」とは、定款第6条に規定する評議員をいう。
- (2) 「役員」とは、定款第16条第1項第1号及び第2号に規定する理事及び監事をいう。
- (3) 「報酬」とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (4) 「費用」とは、旅費、交通費等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 社会福祉法人 照徳の里（以下「当法人」という。）は、役員等にその職務遂行の対価として報酬を支払うことができる。

(報酬等の額)

第4条 役員等に支給する報酬の額は、0円とする。

2 役員等に支給する費用は、社会福祉法人 照徳の里 役員等の費用弁償規程に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び費用は、通貨で、直接役員等に支払うものとする。ただし、役員等から当該役員等名義の金融機関の口座への振り込み依頼があった場合は、当該口座への振込により支払うことができる。

2 報酬及び費用は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(改廃)

第6条 この基準の改正は、評議員会の決議をもって行うものとする。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。